

10月1日スタート前に

★ News 『インボイス制度』・注意すべきポイント

消費税

令和5年10月1日、『適格請求書等保存方式』（インボイス制度）がスタートします。
スタート直前に確認しておきたいポイントです。

■売手のポイント

- ・売手は、取引の相手方（課税事業者）から求められた場合には、『適格請求書（インボイス）』を交付しなければならない。（義務）
- ・交付した『適格請求書（インボイス）』の写しの保存が必要となる。

■買手のポイント

- ・買手は、取引の相手方である『適格請求書発行事業者』が交付する『適格請求書（インボイス）』の保存が、消費税の仕入税額控除の要件となる。
- ・買手は、売手に対し『適格請求書（インボイス）』の交付を求め、保存する必要がある。

■インボイス発行事業者の登録の取下げ・取消しの手続

- ① インボイス制度開始前に、インボイス発行事業者の登録を取り下げるケース
 - ・令和5年10月1日を登録日としていた場合、**取下書**は、その前日までに提出する必要がある。
※郵送の場合は、9月29日（金）必着（到達主義）であることに注意！
 - ・令和5年10月1日以後に取下げはできないため、取消しの手続しかできず、10月1日～課税期間末日までのインボイス交付義務・保存義務・消費税の申告義務が生じる。
- ② インボイス制度開始後に、インボイス発行事業者の登録を取り消すケース
 - ・翌課税期間の初日から登録を取り消すときは、**翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに取消届出書**を提出する必要がある。

★ News 令和5年度『最低賃金』・地方間格差の是正へ

令和5年度（2023年度）の地域別「最低賃金」が各地方審議会で決まり、全国加重平均額は1004円となって初めて1000円を超えました。10月1日から中旬までに順次発効される予定です。

最低賃金（時間給）は、中央最低賃金審議会（厚労相の諮問機関）が最低賃金の引き上げ目安額を、経済状況（①労働者の生計費 ②賃金 ③通常の事業の賃金支払能力）を考慮し、都道府県をA～Cの3区分（ランク）に分けたうえで、上げ幅の目安をAランク41円、Bランク40円、Cランク39円と示し、この引き上げ目安額を基に地方審議会で決定します。

今年度は、地方間格差を是正するとともに、日本全体の賃金水準を高めるために、これまでのA～Dの4区分（ランク）を再編して3区分として、引き上げを図りました。

深刻な人材流出・人材獲得競争や物価高を背景に、目安額と同じか上回る都道府県が多く、時給1000円超は8都道府県となりましたが、企業側の人件費上昇の負担による影響も懸念されています。

【令和5年度・地域別最低賃金（時間給）】抜粋

（→厚労省ホームページ）

	引上額(円)	改定額(円)		引上額(円)	改定額(円)
愛知	41	1027	東京	41	1113
静岡	40	984	神奈川	41	1112
三重	40	973	大阪	41	1064
岐阜	40	950	埼玉	41	1028

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

